

複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の適用について

令和8年10月19日作成

「スライド条項の考え方」

委託開始日から12か月経過後に日本国内における労務費等の変動により契約金額が不適当となった際に、発注者又は受注者が相手方に対して契約金額の変更を請求することができるものです。

契約締結時に、将来どのように契約金額を見直していくかを契約金額の変更に係る特約条項等にあらかじめ明文化したうえで適用します。

本資料は、複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の運用の考え方を整理したものです。

1 適用対象契約

複数年（委託期間が14か月以上※1）にわたる業務委託契約で予定価格が500万円以上のものであり、履行の途中で残業務量の確認、計算ができるもの（※2）のうち、次の業務を対象とします。

なお、適用対象となる契約は、入札公告・指名通知・プロポーザル方式募集要項・見積通知等に対象契約である旨を明示します。

(1) 建物管理・清掃

(2) 警備・受付・施設運営

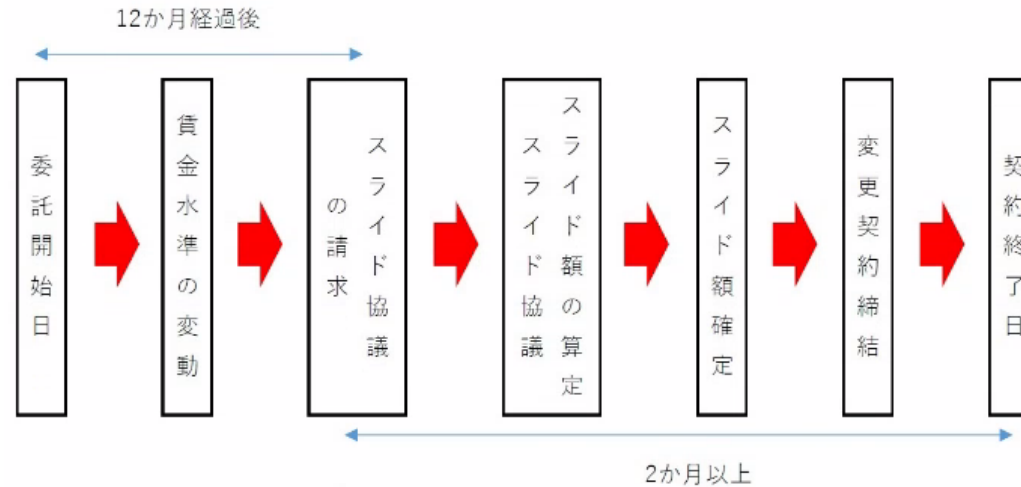
※1 委託開始日から12か月経過後に請求可能となります。なお、請求時点で2か月以上の残委託期間が必要となります。

※2 スライド適用時点での残業務量が確認できた上で、その残業務量を経費ごとに金額に換算し、残契約額として算出できる必要があります。

※3 上記以外の業務委託契約であっても、発注者が必要と判断し、かつ任意の日（基準日を想定）において、契約数量について未履行部分と履行済部分が明確に確認できるものについては、対象とすることができます。

※4 指定管理業務は業務委託契約ではないため、本制度の適用とはなりません。指定管理業務についても、指定期間中の賃金水準、物価、原材料価格、エネルギーコスト等の変動を踏まえ、指定管理料の取扱いを適切に検討してください。指定管理者の募集及び協定の締結に当たっては、これらの変動に係るリスク分担、対象経費、見直しの条件及び協議方法等を、募集要項、仕様書又は協定書等において、あらかじめ定めるよう努めてください。

2 スライド条項適用の流れ

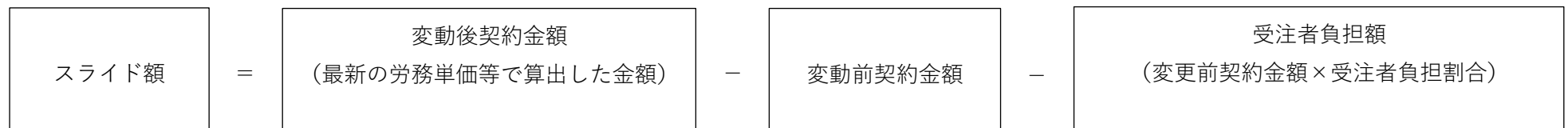


3 スライド額の算定方法

委託開始日から12か月経過後に、労務費等の変動に伴う変動後契約額を算出し、受注者負担額（変動前契約金額（未履行分）の1.5%）を差し引いた金額がスライド額となります。

※変動額≦請求者の場合、スライドは発生しません。

≪スライド額算定のイメージ図（増額）≫



≪具体的な金額を入れた例≫

38万円【スライド額】＝850万円【変動後契約金額】－800万円【変動前契約金額】－（800万円【変動前契約金額】×1.5%【受注者負担割合】）